

「徳島県国保運営の在り方研究会」取りまとめについて

研究会は、平成 26 年 1 月から、5 回にわたって、国保運営の県移管に関する課題について議論し、意見を取りまとめました。

今後は、国の動向や国保制度の見直しの状況を見ながら、国保の事業運営を円滑に実施できるよう、県と市町村との間で意見交換を行うなど、十分協議してまいります。

1 国保財政の基盤強化

- (1) 国の負担金及び交付金の割合の引上げや、国の特別調整交付金のメニューの整備が必要。
- (2) 低・中間所得者対策として、保険者支援制度の拡充、保険料（税）の更なる軽減が必要。
- (3) 将来発生し得る予期しない保険給付の増加等に対応できるよう、国保にも、財政安定化基金の創設が必要。
- (4) 介護保険や後期高齢者医療制度と同様に、国保を複数の事業年度で運営するように改めることが必要。

2 県と市町村の適切な役割分担

- (1) 国保の運営に関する業務について、県及び市町村の役割分担の明確化が必要。
- (2) 保険料（税）の徴収や保健事業について、市町村にインセンティブが働く仕組の構築が必要。

3 保険料（税）の賦課及び徴収

- (1) 保険料（税）については、市町村ごとの医療費水準、所得水準及び収納率の差異を考慮した上で、県内の市町村間及び都道府県間の保険料（税）の格差を平準化することが必要。
- (2) 国保の収納リスク対策として、保険料（税）の収納不足額の一部が交付される制度が必要。

4 その他

- (1) 保険給付については、出産育児一時金の支給額の設定方法と葬祭費の支給額の統一を図ることが必要。
- (2) レセプト点検については、点検項目の共有化等により、県、市町村及び国保連との間で連携の強化を図ることが必要。
- (3) 地方単独医療費助成事業の波及増医療費に係る国庫負担金の減額措置については、廃止することが必要。

『徳島県国保運営の在り方研究会』取りまとめ

現状

- 国保運営は市町村が実施
- 費用の50%を国・県が負担

プログラム法によれば、平成29年度を目途に、国保運営を都道府県に移管

都道府県移管後

- 財政運営は都道府県
- 賦課徵収・保健事業等は県と市町村が適切に役割分担

地方の実情を制度に反映させるため「徳島県国保運営の在り方研究会」を設置し、国保財政の基盤強化等について課題整理、対応策を研究

取りまとめ内容

1 国保財政の基盤強化

- ・国の負担金及び交付金の割合の引上げ
- ・低・中間所得者対策として、保険料（税）の更なる軽減
- ・財政安定化基金の創設
- ・複数の事業年度で運営

2 県と市町村の役割分担

- ・役割分担の明確化
- ・保険料（税）の徴収や保健事業について、市町村にインセンティブが働く仕組みの構築

3 保険料（税）の賦課徵収

- ・市町村ごとの医療費水準、所得水準及び収納率の差異を考慮
- ・県内市町村間及び都道府県間の保険料（税）の平準化
- ・収納不足額の一部が交付される制度

4 その他

- ・出産育児一時金の支給額設定方法と葬祭費の支給額の統一
- ・レセプト点検における県、市町村及び国保連の連携
- ・地方単独医療費助成事業に係る国庫負担金減額措置の廃止

詳細は次ページへ

5月提言に反映

- ・国保制度の安定的な運営の確保
- ・国保運営の県移管における県と市町村との連携強化

11月提言に反映

- ・保険料（税）負担率の格差の解消
- ・保険料（税）の適正な徴収の確保

今後の予定

国の動向や国保制度の見直しの状況を見ながら、国保の事業運営を円滑に遂行できるよう、県と市町村との間で意見交換を行うなど、十分協議していく。

1 国保財政の基盤強化(※ 中間取りまとめと同じ内容)

- ・県内国保保険者の約3／4の単年度収支が赤字であるが、県は、保険者に対し、交付金や負担金を交付しており、県の財源には限りがあるため、国の負担金及び交付金の割合の引き上げが必要
- ・低・中間所得者の保険料(税)は、所得額に応じて軽減されるが、十分とはいえないため、中間所得者を中心に保険料(税)の負担を軽減する保険者支援制度の拡充や、保険料(税)の更なる軽減が必要
- ・予期しない保険給付の増加や、保険料(税)の未納による財政リスクへの対応が課題であり、後期高齢者医療制度に財政安定化基金が設けられていることから、国保にも財政安定化基金の創設が必要
- ・国保の安定的・計画的な運営を図るとともに、保険料(税)の見直し時期を明確にするため、国保を複数の事業年度で運営することが必要

2 県と市町村の役割分担(※ 中間取りまとめと同じ内容)

- ・国保運営の県移管を安定的かつ効率的に行うため、県及び市町村の役割分担の明確化が必要
例：県は国保の財政運営、市町村は保険料(税)の徴収
- ・保険料(税)の収納率の維持や地域特性を踏まえた保健事業を積極的に実施できるよう、市町村にインセンティブが働く仕組みの構築が必要

3 保険料(税)の賦課及び徴収

- ・保険料(税)については、市町村における医療費適正化の取組にインセンティブを与えるなどの観点から、市町村ごとの医療費水準、所得水準及び収納率の差異を考慮した上で、県内の市町村間及び都道府県間の保険料(税)の格差を平準化することが必要

平成24年度1人当たり保険料(税)調定額

鳴門市90,392円 つるぎ町57,603円 徳島県平均80,743円

- ・国保の場合は、特別徴収が少ないなどの構造的な収納リスクを抱えているため、収納リスク対策として、保険料(税)の収納不足額の一部が交付される制度が必要

4 その他

- ・保険給付については、出産育児一時金の支給額の設定方法と葬祭費の支給額の統一を図ることが必要
- ・レセプト点検については、点検項目の共有化等により、県、市町村及び国保連との間で連携の強化を図ることが必要
- ・地方単独医療費助成事業の波及増医療費に係る国庫負担金の減額措置については、廃止することが必要